

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、これらの試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、宮城県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和8年3月2日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

二級建築士 令和8年7月5日（日）午前10時15分から午後5時20分まで

木造建築士 令和8年7月26日（日）午前10時15分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

二級建築士 令和8年9月13日（日）午前11時から午後4時まで

木造建築士 令和8年10月11日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

仙台市青葉区土樋1-3-1

東北学院大学（土樋キャンパス）

イ 木造建築士

仙台市若林区清水小路3-1

東北学院大学（五橋キャンパス）

(2) 設計製図の試験

仙台市青葉区土樋1-3-1

東北学院大学（土樋キャンパス）

3 受験資格

(1) 建築士法第15条第1号又は同条第3号に該当する者

(2) 令和2年宮城県告示第145号（建築士法第15条第2号の規定により同条第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定）に該当する者

4 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込を行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和8年4月1日（水）午前10時から同月14日（火）午後4時まで

(2) 申込方法

センターのホームページ（<https://www.jaeic.or.jp/>以下同様。）において、必要な事項を入力した上で申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込が行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネット利用が困難である等）には、令和8年4月7日（火）までにセンター本部に申し出ること。

5 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和4年以降の「学科試験」に合格した者のうち、合格年から令和7年までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和4年から令和7年のいずれかの年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の受験番号を入力して行うこと。

6 受験票の交付等

(1) 交付日

ア 令和8年6月19日（金）頃

二級建築士試験及び木造建築士試験の「学科の試験」の受験票（受験番号、試験場等を明記したもの。以下同じ。）を受験有資格者に交付する。

イ 令和8年8月24日（月）頃

二級建築士試験の「設計製図の試験」の受験票を受験有資格者に交付する。

ウ 令和8年9月24日（木）頃

木造建築士試験の「設計製図の試験」の受験票を受験有資格者に交付する。

(2) 交付方法

インターネットによる受付において、受験申込手続き完了後から利用できる受験者専用のページ（以下「マイページ」という。）において交付する。なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票についても、原則として上記の日程により受験有資格者に発送する。

7 合格者の発表

(1) 学科の試験

令和8年8月24日（月）（予定）。合格者の受験番号をセンターのホームページに公表するとともに、合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績をマイページにおいて通知する。

(2) 設計製図の試験

令和8年12月3日（木）（予定）。合格者の受験番号をセンターのホームページに公表するとともに、合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績をマイページにおいて通知する。

8 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、合否判定基準をセンターのホームページ等において公表する。

9 その他

- (1) 設計製図の試験の課題は、二級建築士試験にあつては令和8年6月24日（水）頃から、木造建築士試験にあつては令和8年7月8日（水）頃からセンターのホームページにおいて公表する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨申出ること。

